



※表面左下に省略ハガキを示す「S」表示があります。

<省略ハガキ裏面>

固定資産税（償却資産）申告書の提出について

都税につきましては、日頃からご協力頂きありがとうございます。

さて、あなた様(貴社)が所有されている償却資産につきましては、現在のところ課税標準額が一定金額未満であるため、令和5年度分から申告書用紙の送付に代えてこのハガキをお送りしております。

令和5年1月1日（賦課期日）現在において、令和4年度までにご申告頂いた資産内容等に変更がない場合は、申告を省略することができます。

ただし、資産内容等に変更がある場合は、申告をしていただく必要がありますので、お手数ですが表記の都税事務所・償却資産班までお問合せのうえ、申告書をご請求頂きますようお願い申し上げます。

※申告の省略ができるのは、このハガキを受け取った方で、前年度から資産内容等に変更のない方のみです。

【主税局ホームページアドレス <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>】

ホームページから申告書をダウンロードすることができます。

印刷色：茶色

<簡略ハガキ表面>

郵便はがき



130- [redacted]

墨田区

吾妻橋 [redacted] 丁目 [redacted]

[redacted] 株式会社 様  
07-0000 [redacted] 法 49-0035372

※表面左下に簡略ハガキを示す「K」表示があります。



東京都墨田都税事務所  
固定資産税課 償却資産班  
TEL 03-3625-5061  
〒130-8608  
墨田区業平1丁目7-4

K  
東京都主税局

HA0130-00-000023#  
000023  
ここからはがして中をご覧ください。



<簡略ハガキ裏面>

償却資産についてのお知らせ

都税につきまして、日頃からご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、令和5年度の固定資産税（償却資産）の申告時期が近づいてまいりました。

あなた様（貴社）におかれましては、所有する償却資産の状況について、以前ご申告又はご連絡を頂きましたが、その後、資産の取得、廃棄等がございましたでしょうか。

資産の取得、廃棄等の変更があった場合には、申告書の提出をお願いいたします。その際にはお手数ですが、表記の都税事務所・償却資産班までご連絡頂くようお願い申し上げます。

万が一、既に廃業等をなされている方にこのご案内をお送りした場合にはご容赦ください。

次の場合については、誠に恐縮ですが、表記の都税事務所・償却資産班までご連絡頂くようお願い申し上げます。

- 既に事業を廃止している場合
- 事業所を他区市町村に移転した場合
- 住所等に変更がある場合

令和4年12月

固定資産税は土地や家屋のほかに、償却資産（事業用資産）についても課税対象となります。

（地方税法第341条第4号）

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、当該資産の所在地の市町村長（23区内は各都税事務所長）に申告していただくことになっております。

（地方税法第383条）

【主税局ホームページアドレス <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>】

ホームページから申告書をダウンロードすることができます。

印刷色：緑色